

重症心身障害児在宅医療支援事業委託事業者募集要項

1 適用

本要項は、重症心身障害児在宅医療支援事業を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

重症心身障害児在宅医療支援事業

(2) 業務の目的

医療を必要とする在宅の重症心身障害児（おおむね18歳まで）に対して、医師、理学療法士等多職種で構成する在宅医療支援体制の構築に向けて、多職種連携による支援をモデル的に実施することにより、それぞれの職種に求められる支援内容や技術を明確にするとともに、多職種の専門的な職員の連携による包括的な支援体制の構築を目的とする。

(3) 業務の内容

重症心身障害児の支援に関して相当の実績・専門性を有し、適切な事業運営が可能な社会福祉法人等において、次に定める事業を実施

- ・医療を必要とする在宅障害児に対する支援について、医師、看護師、理学療法士、保育士等多職種の専門的な職員の連携による包括的な地域支援体制を整備するとともに、多職種連携の意義や具体的な取組方法について、実践的な研修等を実施する。
- ・個別具体のケースをモデルとして実施。多職種連携により支援を行い、その課題を洗い出し、包括的な支援の実施に向けた検討を行うとともに、検討結果を取りまとめる。

(4) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

(5) 委託予定金額

予算額4,800千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度とする。

(6) 委託期間

契約締結の日から平成28年3月31日まで

3 手続き等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県健康福祉部障害福祉課療育係
電話番号 0742-27-8517
ファクシミリ 0742-22-1814
電子メールアドレス syogai@office.pref.nara.lg.jp

(2) 説明会について

本件業務に係る説明会は実施しない。

(3) 質問の受付

- ア 受付期間 平成27年5月20日（水）正午まで
- イ 受付方法 「質問票」（様式5）に必要事項を記載のうえ（1）の担当部局にファクシミリ又は電子メールにて送付。なお、電子メールでの質問は、題名の最初に【重症心身障害児在宅医療支援事業への質問】と明記すること。
※送付後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。
※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。
- ウ 回答方法 インターネットの「奈良県障害福祉課ホームページ」に随時公表する。
※質問者への個別の回答は行わないものとする。
※公表の際、質問者名は明示しない。

(4) 企画提案書類の提出

- ア 提出期限 平成27年6月1日(月)午後5時まで
イ 提出先 (1)の担当部局に同じ。
ウ 提出方法 持参又は郵送に限る。

持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除く。)

郵送の場合、提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により提出すること。

エ 提出物

(ア)参加申込書(様式1)

(イ)企画提案書(様式任意 サイズはA4又はA3)

提案書には次に示す項目を盛り込み、具体的に記載すること。

- ・現状と課題
- ・これまでの取組実績
- ・実施方針・目的
- ・実施内容
- ・期待される効果
- ・実施体制及び実施スケジュール

(ウ)事業者概要書(様式2)

- ・会社概要などがあれば添付すること。

(エ)同種及び類似業務受注実績(様式3)

- ・成果物などがあれば添付すること。

(オ)委託業務実施体制(様式4)

(カ)見積書(様式任意)

- ・宛先は「奈良県健康福祉部長 土井敏多」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。(各項目の時間、単価が判断できる内容とする。)

オ 提出部数 上記提出書類を6部(正本1・副本5部)

※ 副本については、提案者を判読できるような記載をしないこと。

カ その他 1事業者につき1提案とし、再提出は認めない。

(5) 日程

- 5月13日(水) 要項配布及び質問受付開始
5月20日(水) 質問受付終了(正午まで)
6月1日(月) 提案書等受付終了(午後5時まで)
6月8日(月) プレゼンテーション(詳細は後日連絡)

4 委託事業者の選定

(1) 企画提案書等の評価

ア 企画提案書類の評価は、重症心身障害児在宅医療支援事業委託事業者選定審査委員会において、次の評価項目等に基づき審査を行うものとし、審査は非公開で行う。

(ア)業務内容について十分に理解しているか。

(イ)提案に具体性があり、独自の発想に基づく提案内容が含まれているか。

(ウ)実施体制(人員、経験等)、実施スケジュール、業務実績等の業務環境が、請負業務を安定的に遂行できるものであるか。

(エ)業務内容に見合った適切な見積積算であるか。

イ 提出のあった企画提案書類については、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及びヒアリングに先立ち書類選考を行う場合がある。

ウ 選定結果は、企画提案書類を提出した事業者のみに対して書面で通知する。

エ プレゼンテーション及びヒアリングは、平成27年6月8日(月)に行う。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する。

(2) 最優秀提案者及び優秀提案者の選定

(1)により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。また、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行い、得点の高い順に上位3者を優秀提案者として選定する。ただし、評価結果によっては、選定する者の数を減じ、又は選定しないことがある。

(3) 事業者との契約

- ア 最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行う。協議が不調のときは、優秀提案者の上位の者から順に契約締結の協議を行う。
- イ 選定された者は、通知があり次第県担当者と打合せを行い、委託業務契約を締結した後、速やかに業務に着手すること。
- ウ 当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- エ 企画提案書、その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書類を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- オ 契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところによる。
- カ 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
 - (ア) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (イ) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - (ウ) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (カ) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記1)から5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - (キ) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1)から5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合〔上記6)に該当する場合を除く。〕において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - (ク) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(4) その他

採択された事業計画・事業提案は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

5 その他

- (1) 提出された企画提案書類は返却しない。提出した企画提案書を奈良県に無断で他に使用することはできない。
- (2) 提出された企画提案書類は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 選定結果として企画提案書類を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合及び県民等から情報公開の請求に応じて企画提案書類の情報開示を行う場合がある。
- (4) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (5) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、奈良県障害福祉課の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。